

請願番号	請願第47号	受理年月日	平成26年6月11日
請願の件名	<p>教育委員会制度改革に反対する意見書提出請願</p> <p>【請願事項】 教育委員会制度改革に反対する決議をし、意見書を採択して関係各方面に送付していただきたい。</p> <p>【請願趣旨】 戦争をする国づくりが国民の声を無視して進められている中、教育委員会制度が大きく変えられようとしています。教育委員会制度は「お国のために血を流せ」と教えた戦前の教育行政を反省し、1948年選挙で選ばれた教育委員たちが国や首長から独立した行政組織として、教育のあり方を決めるという民主的な制度として発足したものでした。その後1956年公選制が廃止され、教育委員会の形骸化が進んできました。それは、歴代の自民党政権が国の方針を学校現場に押し付けるため、教育委員会事務局にその役割を負わせ、教育委員会の自主性を奪ってきたことが大きな原因です。その結果、教育行政の中に、閉鎖的で官僚的な対応も広がってきたのです。教育委員会事務局が「隠ぺい」を行い、教育委員会が蚊帳の外に置かれた、滋賀県大津市のいじめ自殺事件はその典型でした。</p> <p>形骸化が進んでいた中でも「首長からの独立」によって、委員会が大きな力を発揮したこともあります。橋下大阪市長が違法な「思想調査」を行おうとした時、教育委員会が否決し教育現場を守りました。また、島根県松江市で教育長が漫画「はだしのゲン」を学校図書館から撤去させた時、教育委員会がその決定を取り消しました。独立した行政機関だったからできることの実例ではないでしょうか。</p> <p>今国会に提出されている法案は、自治体の教育政策の大本となる「教育大綱」を決定する権限を首長に与えようとするものです。そして、この大綱は政府の「教育振興基本計画」の「基本的な方針」を基に作ることが求められています。要するに国の方針に基づいて首長が大綱を決め、それを教育委員会に具体化さようというもので、国の思うままに教育行政を司ることができるようになるものです。</p> <p>もともと教育は教員と子どもの人間的な触れ合いを通じて行わ</p>		

れるもので、自由や自主性が重んじられて初めて成り立つものです。だからこそ憲法23条で学問の自由を保障し、政治権力による教育内容への介入・支配が厳しく戒められているのです。今回の法案は、国や首長が露骨に教育内容に介入する仕組みをつくるものであり、憲法に保障された教育の自由と自主性を侵害するものです。

今回の法案のねらいには、侵略戦争を美化する「愛国心」を押し付け、戦争をする国づくりの一環であると共に、異常な競争主義を教育に持ち込むということがあります。安倍内閣が導入した「全国学力テスト」は点数がすべてという風潮を全国に広げました。一部の首長は「もっと競争せよ」とあおり始めています。国連こども権利委員会は日本政府にたいして、これまで3度の勧告を行っています。それは、「日本の子どもたちは過度の競争でストレスを感じています。是正しなさい。」という内容でした。しかし、安倍政権はそれを真摯に受けとめるどころか、真逆の対応を行っています。

以上の理由により、地方自治法99条の規定に基づき、教育委員会制度改革に反対する意見書を提出することを要望します。

紹介議員	鳥飼 謙二 前屋敷 恵美
摘要	